

社会福祉法人あらぐさ福祉会 平成28年度 事業報告

1 はじめに

平成28年度は、「あらぐさ30年」の歩みの上に、これからの10年20年先を見据えて、利用者の方々への支援と実践力の向上、職員の定着と育成、労働条件や職場環境の改善に努めました。また、社会福祉法人制度改革が進められる中で、社会福祉法改正に伴う定款の変更、評議員会、理事会など組織ガバナンスの強化をはじめ、事業運営の透明性の向上に努めた1年でもありました。

7月には、神奈川県障害者施設で19名の尊いいのちが奪われる「相模原事件」が起きました。私たちは、「いのちの尊さ」と「障害者が豊かに、安心して暮らができる地域社会をめざします」との法人理念の大切さを、あらためて確認した1年でもありました。

2 理念及び基本方針

1. 理念

あらぐさは、「どんなに障害が重くても、乙訓でこの子を育てたい、暮らさせたい」と強く願う親たちが力を合わせて生み出しました。社会福祉法人あらぐさ福祉会は、その願いを引き継ぎ、発展させ、障害者が豊かに安心して暮らせる地域社会をめざします。

○どんなに障害が重くても一人ひとりの人格を尊重します。

○一人ひとりの生き生きとした生活と社会参加活動を通して、人間としての豊かさや生きがいを支援します。

○障害のある人が将来にわたって安心して暮らせる地域社会をめざします。

2. 基本方針

○一人ひとりを大切に、障害の状況に合わせた活動、地域生活づくりをきめ細やかに支援します。

○地域の住民、団体と連携し、交流を深めて協力共同の関係をづくります。

○親亡き後も、誰もが安心して暮らせる「生活の場づくり」に取り組みます。

○「利用者が主人公の施設」を基本に、民主的で地域に開かれた運営をすすめます。

3. 運営の基本

① 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供します。

② 利用者の実態に即した質の高いサービスの提供ができる人材の育成に努めます。

③ 利用者・家族の意向を尊重し、地域の課題に見合った事業運営を行います。

3 法人

1. 事業の経営

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

生活介護事業

障害福祉センターあらぐさ（デイセンターあらぐさ）

就労継続支援B型事業 共同生活援助事業	障害福祉センターあらぐさ（ワークセンターあらぐさ） ケアホームかざぐるま ケアホームいろどり
居宅介護等事業 短期入所事業 特定相談支援事業	サポートセンターあらぐさ ショートステイいろどり 相談支援センターみちくさ

(2) 法人本部会議の開催

法人の経営と事業の運営を円滑にすすめ、人事管理等を適切に行うため、理事長、統括事業長、センター長、事務長で法人本部会議を構成し、原則として月1回火曜日に、延べ12回開催しました。

(3) 理事会、評議員会の開催

評議員会を4回、理事会を5回開催して、評議員会に12議案、理事会に14議案を提案し、同意、承認を得ました。

また、評議員会に14件、理事会に14件の報告案件を提案し、同意、承認を得ました。

〈平成28年度評議員会の開催状況〉

	開催年月日	定足数（員数）	出席	
第1回	平成28年5月22日（日）	8名（15名）	14名	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第1号議案	平成27年度事業報告、決算報告及び監査報告について			
	（その1）平成27年度事業報告		原案可決	有
	（その2）平成27年度決算報告		原案可決	有
	（その3）監査結果		原案可決	有

第2回	平成28年9月4日（日）	8名（15名）	15名	
第2号議案	役員及び評議員の選任について			
	（その1）理事の選任について		原案可決	有
	（その2）監事の選任について		原案可決	有
	（その3）評議員の選任について		原案可決	有
第3号議案	苦情解決第三者委員の選任について		原案可決	有
第4号議案	障害福祉センターあらぐさ新館建築事業について			
	（その1）事業実施計画		原案可決	有
	（その2）借入金について		原案可決	有

(その3)	設計監理業務委託契約について	原案可決	有
-------	----------------	------	---

第3回	平成29年1月29日(日)	8名(15名)	12名
第5号議案	定款の変更について	原案可決	有
第6号議案	諸規程の改定について		
(その1)	役員等の報酬及び費用弁償規程の改定	原案可決	有
(その2)	育児休業等に関する規則の改定	原案可決	有
(その3)	介護休業等に関する規則の改定	原案可決	有
第7号議案	平成28年度資金収支補正予算案(第1号)について	原案可決	有
第8号議案	入札方針及び入札業者選定委員会について	原案可決	有
第9号議案	評議員の任期の満了及び選任について		
(その1)	評議員の任期の満了について	原案可決	有
(その2)	評議員選任・解任委員会の設置について	原案可決	有
(その3)	評議員選任・解任委員会運営細則の策定について	原案可決	有

第4回	平成29年3月26日(日)	8名(15名)	14名
第10号議案	規程の改定について		
(その1)	運営規程の改定について	原案可決	有
(その2)	定款施行細則の改定について	原案可決	有
第11号議案	平成28年度資金収支補正予算案(第2号)について	原案可決	有
第12号議案	平成29年度事業計画案及び資金収支予算案について		
(その1)	平成29年度事業計画案	原案可決	有
(その2)	平成29年度資金収支予算案	原案可決	有

〈平成28年度理事会の開催状況〉

	開催年月日	定足数(員数)	出席(書面表決)
第1回	平成28年5月22日(日)	5名(7名)	7名(1名) 監事2名
	付議事項	審議結果	議事録 有無
第1号議案	平成27年度事業報告、決算報告及び監査報告について		
(その1)	平成27年度事業報告	原案可決	有
(その2)	平成27年度決算報告	原案可決	有

(その3)	監査結果	原案可決	有
-------	------	------	---

第2回	平成28年9月4日(日)	5名(7名)	7名 監事2名
第2号議案	役員及び評議員の選任について		
(その1)	理事の選任について	原案可決	有
(その2)	監事の選任について	原案可決	有
(その3)	評議員の選任について	原案可決	有
第3号議案	苦情解決第三者委員の選任について	原案可決	有
第4号議案	障害福祉センターあらぐさ新館建築事業について		
(その1)	事業実施計画	原案可決	有
(その2)	借入金について	原案可決	有
(その3)	設計監理業務委託契約について	原案可決	有

第3回	平成28年9月4日(木)	5名(7名)	7名 監事2名
第5号議案	理事長の選任及び理事長の職務代理指名について	原案可決	有

第4回	平成29年1月29日(日)	5名(7名)	7名(1名) 監事2名
第6号議案	定款の変更について	原案可決	有
第7号議案	諸規程の改定について		
(その1)	役員等の報酬及び費用弁償規程の改定	原案可決	有
(その2)	育児休業等に関する規則の改定	原案可決	有
(その3)	介護休業等に関する規則の改定	原案可決	有
第8号議案	平成28年度資金収支補正予算案(第1号)について	原案可決	有
第9号議案	入札方針及び入札業者選定委員会について	原案可決	有
第10号議案	評議員の任期の満了及び選任について		
(その1)	評議員の任期の満了について	原案可決	有
(その2)	評議員選任・解任委員会の設置について	原案可決	有
(その3)	評議員選任・解任委員会運営細則の策定について	原案可決	有
第11号議案	評議員候補者の推薦について	原案可決	有

第5回	平成29年3月26日(日)	5名(7名)	7名 監事2名	
第12号議案	規程の改定について			
	(その1)	運営規程の改定について	原案可決	有
	(その2)	定款施行細則の改定について	原案可決	有
第13号議案	平成28年度資金収支補正予算案(第2号)について		原案可決	有
第14号議案	平成29年度事業計画案及び資金収支予算案について			
	(その1)	平成29年度事業計画案	原案可決	有
	(その2)	平成29年度資金収支予算案	原案可決	有

2. 本年度の重点のとりくみと課題

(1) 利用者への支援の向上と社会的責任

1. 利用者、家族の意向を尊重し、作業や活動を通じて豊かな生活や自立に向けた力を高めるよう支援の向上に努めます。
2. 日々の利用者への支援を常に振り返り、利用者の尊厳を大切にし、利用者の権利擁護に努めます。人権尊重と法令遵守のため研修を推進し、法人の「理念」と「職員行動規範」の徹底に努めます。
3. 日々の事業運営に必要な危機管理マニュアルの作成と点検を行い、「ヒヤリハット」を教訓化するとともに、事故を未然に防ぐための注意喚起やその方法の徹底に努めます。

今年度、利用者2名の退所がありました。いずれも家庭事情で施設に入所されました。今後も家庭での介護者の高齢化や健康状態から介護力の低下が進むと思われます。既存の制度だけでなく、個別事情に応じたトータルな支援の工夫が必要になっています。それらの支援は時として制度を超えた事になる場合もありますが、行政にも働きかけ、新しい制度・施策として作り出す必要があります。地域で暮らし続けることの困難さにどう向き合うのか、喫緊の課題です。

利用者の様子から、青年期から壮年期の生きがいの探求、また、「高齢化」や「二次障害」などによる機能低下、意欲の減退、発達の退行などを踏まえ、一人ひとりに合わせた実践の見直しが引き続き課題となっています。そのなかで利用者の行動に対して、不適切と思われる支援がありました。なぜそのような支援になったのか、障害、発達、生活を捉えなおし、あらためて利用者の立場の理解が集团的に必要な事でした。

法人内研修として「相模原障害者殺傷事件」について検討会を持ちました。発言のなかで、事件については断じて許せないものの、自分自身にいのちの価値への「揺らぎ」があることを語られたことが特徴的でした。事件の背景に、いじめ、自殺、格差社会などの風潮、慢性的な

職員不足の福祉職場、障害者と社会の有様、自立支援法を巡り基本合意を守らない政治など影響していると考えます。その意味において特異な事件と片付ける問題ではありません。障害者福祉の実践は、人間に対するあくなき探求を政治や社会と関連させて捉える視点が必要です。

(2) 人材の確保と育成

1. 学生の実習や職場見学・職場体験等を活用し、法人の理念、事業概要を知らせます。
2. 初任者研修をはじめ経年研修、役職研修、資格に必要な研修等を計画的に行い、必要な人材を計画的に養成します。

今年度も学校関係（4校）と長岡京市役所の新任研修を受け入れました。また、向日が丘支援学校教員や近隣の事業所や事業所保護者会からケアホームいろどりへの見学がありました。見学や実習は日常の支援に対して客観的な意見や感想を得られる機会となっています。また、法人の理念を知らせ、実際の支援を経験して頂き、福祉の次代の継承の機会となっています。

研修では、8月に京都で開催された全国障害者問題研究会（全障研）全国大会に6本のレポートを報告しました。レポート作成過程では、鳥取大学の三木先生を助言者にレポート検討会を開催するなど丁寧にとりくみました。若手職員が中心にレポーターとなり、貴重な経験となりました。また、新館建設に伴い、重症心身障害者の施設見学（びわこ学園、吹田）も参考となりました。

利用者支援に関わっては、てんかん講座、人間発達講座などに参加しました。

職場研修では、ノロウイルスやオムツのあて方、口腔ケア、安全運転などの研修を行いました。

資格関係では強度行動障害支援者養成研修に3名、喀痰吸引（3号研修）は2名、認定調査員研修に2名の職員が資格を得ました。また社会福祉実習指導者講習会に参加しました。今年度も様々な職員研修を実施してきましたが、いつでも実践論議ができる、身近な職員と気楽に実践の話ができる、その風土が最大の人材育成＝実践力のアップを保障することだと言えます。

また、「他グループ利用者の様子を知り、全職員で利用者のケース検討が出来る基盤を整える」「他のグループ運営を学び、所属グループの実践を振り返る機会をつくる」を目的にグループ間交流にとりくみました。お互いの刺激となり、今後実践の点検、見直しにもつながることになります。

(3) 組織の運営と職場づくり

1. 法人事業が拡大し、職員が増加する中で、法人経営、事業運営、人事管理等が適切に行えるよう、組織の整備を図ります。また、法人の動きや課題が職員にも伝わるよう工夫します。
2. 職員が働きやすい職場となるよう、職員の安定確保に努めるとともに、よりよい職場づくりに努めます。(休憩時間の確保や年休の計画的取得等)
3. 労働安全衛生活動(衛生委員会等)を推進し、すべての職員が健康で働き続けられるよう職場環境の改善に努めます。

社会福祉法の本格施行により、法人の定款の変更にとりくみました。法人事業推進については、定例本部会議の開催、管理者会議を適宜開催し、必要な手立てを取ってきました。事業の方向性や時々の課題は全体職員会議に報告・議論しました。

障害福祉センターは、介護・福祉第三者評価(組織運営、サービス提供内容の透明性、質の向上・改善。評価結果が公表され、利用者に安心と信頼を提供できる)の受診、京都福祉人材育成認証制度事業所(労働条件、研修制度等をチェックし、安心して働ける職場として公表、紹介する制度)として京都府の認証を受けています。

多忙化のひとつの要因になっていたカタログ販売活動(夏・冬)は、冬限定でとりくみました。また、記録時間の省力化、効率化、情報共有をめざし、記録管理システム「クレヨン」を導入しました。

時間外勤務は昨年度比で3割削減しました。ノー残業週間の設定や職員の意識的努力によるものですが、仕事量の整理や利用者と関わらない仕事の時間の工夫なしには時間外勤務の縮減は難しく、抜本的な対策の検討が必要です。

休憩時間の取得の徹底や年休の計画的行使のとりくみにより、仕事からのリフレッシュが得られています。

また、処遇改善手当の支給は、国は介護職のみを対象にしていますが、当法人では事務職、看護師などすべての職員に支給しました。育児休業の職員も増え、子育てしやすい職場へと、声をききながら労働条件、福利厚生を充実していきます。

労働安全衛生委員会は、衛生委員事務局会議を含め毎月開催し、衛生委員会ニュースを発行しました。メンタルヘルスで悩む職員を支えるため、年度途中からメンタルサポートチームを発足させました。気楽に話ができる、話を聴く窓口として、6名の利用がありました。メンタル不調は職場改善のサインでもあります。ストレスチェックの実施など予防対策に力を入れ、メンタル疾患で苦しめない職場づくりが大切です。

(4) 次期事業計画の検討

重症心身障害の利用者の安全・安心・居心地のいい空間をめざし、新館建設計画に着手しました。新館には相談支援センターの相談室や地域交流スペースも設置されます。新館建設に

より、医務室(静養)の機能回復や他のグループの活動室が実質的に拡張されます。次年度10月の完成を予定しています。

中長期事業計画(平成21年11月策定)を終え、次期中長期事業計画を見据え、実態把握アンケートを検討していきます。

(5) 地域との連携

1. 障害のある人の暮らしを支えるネットワークづくりに努めます。また、地域に開かれ地域に根ざした法人となるよう、地域でのイベントの開催や行事等への参加を通して、住民やボランティアの方々との交流をすすめます。
2. 他の団体と連携して、障害のある方々の福祉の向上と権利保障のとりくみをすすめます。

利用者の製品を「ほっこりんぐ」(長岡京市役所での販売)や春の観光まつり、長岡京市公サ連まつり、西山アトリエ村展、ツバキエマソンなどに出店させていただき、地域の人たちとの交流の機会になりました。

法人として介護職員初任者研修課程講座、移動支援従事者養成研修に講師を派遣、また京都府の強度行動障害支援者養成研修、インストラクターとして担い手の養成に協力しました。

あらぐさ後援会主催の第5回「みんなおいでよ—あらぐさひろば」が開催され、地域の方や団体も参加し楽しい1日を過ごしました。

14回目を迎えた「創XIV」は数年ぶりに来場者数が増え、利用者の励みとなりました。日程設定や事前の新聞記事などが有効であったと思われます。

4 生活介護事業

就労継続支援B型事業と以下の事業を共同で行いました。

- ・大原野の温室での花卉生産

1年を3クールに分け、温室での生産活動を行いました。

- ・作品展「創」の企画運営

14回目を迎えた今回のテーマは「ウキウキ春雑貨」でした。たくさんの地域の方にご来場いただきました。

- ・カタログ販売

夏を中止し、冬の1回の取り組みにすることで、カタログ作りや製品作り等で利用者が主体的に取り組めるよう時間をかけ準備を進めることができました。

地域の方々にカタログを見ていただくことで、あらぐさの製品や活動の様子を知ってもらう機会を作ることができました。

[デイセンター1]

- ・分配金を毎月1,000円支給し、利用者一人ひとりのペースや楽しみに合わせた、個別外出を行いました。
- ・リフト付き観光バスを利用し、滋賀県「ブルーメの丘」に出掛けました。

[デイセンター2]

- ・ほっとはあとセンターなどへ製品の委託販売、受注販売を行いました。
- ・施設外に畑を借りて野菜作りに取り組みました。できた野菜はご家族に向け販売を行ったり、食品加工にて切り干し大根等を作りました。
- ・地域での活動として、「あらぐさ☆はなさか隊」は、ボランティアロードの花壇に花や植木を植え、水やりなど手入れを行いました。
- ・自治会で企画を練り、滋賀県「ブルーメの丘」へ日帰りバス旅行に出掛けました。

1. 事業内容

利用者の心身の状況に応じ、介護及び日常生活上の支援、訓練、創作的活動、生産的活動等を行い、利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援を行いました。

(1) 利用定員

サービス提供単位1 30名 (現員 28名 平成29年3月末)

サービス提供単位2 20名 (現員 20名)

(2) 営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時30分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日

夏期休所日 8月10日・12日 (8月11日は祝日)

年末年始休所日 12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日

(4) 日課

9:30	登所 (徒歩・送迎車利用)
9:45	朝の会、体操
10:00～12:00	午前の活動
12:00～13:30	給食、休憩、口腔ケア
13:30～15:30	午後の活動
15:30～16:00	帰宅準備

16:00	帰宅（徒歩・送迎車利用）
-------	--------------

(5) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し支援を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産的活動、創作活動、社会生活・社会体験等に取り組みました。
- ④ 利用者の健康維持のために、内科健診、歯科健診、口腔ケアに取り組みました。
また、必要に応じて、主治医訪問や理学療法士等と連携して支援ができるようにしました。
- ⑤ 相談支援事業所と連携し、利用者の地域生活を支援しました。
- ⑥ 記録管理システムを導入し、記録の安全管理、職員間の情報共有に活用しました。

(6) 職員研修

- ① 一人ひとりの力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめました。
- ② グループ、フロアを超えた職員の体験交流を行うことで、「気づき、考え、行動する」職員育成をすすめました。
- ③ レポート検討を行うことで、職員一人一人の専門性の向上や、センター全体でケース検討ができる基盤作りをすすめました。
- ④ 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。
- ⑤ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめ学習の支援をしました。
- ⑥ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。

(7) 地域との連携

- ① 地域に発信する作品展に取り組みました。(創)
- ② 積極的に見学・実習を受け入れ、地域に開かれた施設をめざしました。
- ③ 地域の行事・催しに積極的に参加し地域との交流を深めました。
- ④ 障害者福祉の向上をめざし、他団体との連携、運動に取り組みました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 管理者 | 1名（常勤） |
| (2) サービス管理責任者 | 4名（常勤・兼務） |
| (3) 医師 | 1名（非常勤） |
| (4) 歯科医師 | 1名（非常勤） |
| (5) 看護職員 | 1名（常勤） |
| (6) 生活支援員 | 30名（常勤20名・兼務4名 非常勤10名） |
| (7) 生活介護員 | 4名（非常勤） |

(8) 事務職員

6名(常勤・兼務3名 非常勤・兼務3名)

3. 課題

- ① 利用者の希望や家族の意向を反映した「個別支援計画」に基づいた支援を実施し、より充実していきます。
- ② 自閉症や重度の知的障害の学習を深め、利用者の将来を見通したより豊かな支援となるように、職員集団の力量を高め日課や活動の系統的な実践を組み立てます。
- ③ 利用者が安全で安心して通所できるよう、感染予防など日常的な危機管理を徹底します。
- ④ これまで取り組んできた口腔ケアについては、派遣元の事情により2016年度末より中止の状況となっています。今後は歯科衛生士の派遣の必要性を派遣元に訴え、早期の派遣再開を求めています。

5 就労継続支援B型事業〔ワークセンターあらぐさ〕

クッキー工房では夏のカタログ販売の代わりに、ミニカタログにとりくみ、売り上げにつなげることができました。さをり工房は、5月西山アトリエ村展に引き続き、初めて9月東京で吉村さんの個展をしました。委託販売も定期的に出展を行いました。

一泊旅行は、鳥取のはわい温泉に行きました。鳥取砂丘の砂の美術館や蒜山高原で牛たちと触れ合いました。

1. 事業内容

利用者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な技術等が獲得できるよう支援を行いました。

(1) 利用定員 10名(現員 10名)

(2) 営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時20分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日

夏期休所日 8月10日・12日(8月11日は祝日)

年末年始休所日 12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日

(4) 日課

9:20	登所(送迎車、自転車、徒歩)
9:20～12:00	朝の会、午前の活動
12:00～13:00	給食、休憩、口腔ケア

13:00～15:30	午後の活動
15:30～16:00	作業片付け、帰宅準備
16:00	帰宅(送迎車、自転車、徒歩)

(5) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようになりました。
- ③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産活動での支援方法を考え、生産収入 720 万円（菓子製造 455 万円 さをり織り 250 万円 その他作業 15 万円）を得ました。
- ④ 工賃規定に基づき、工賃を支給しました。
- ⑤ 公共交通機関の利用で社会見学やランチ等を通じて、社会でのルールやお金の使い方学び経験することを支援しました。
- ⑥ 利用者の健康維持のために、内科健診、歯科健診、口腔ケアに取り組みました。

(6) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめていきました。
- ② 「気づき、考え、行動する」職員育成をすすめました。
- ③ 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。
- ④ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめる学習の支援をしました。
- ⑤ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。
- ⑥ 相談支援事業所と連携し、利用者の地域生活を支援しました。

(7) 地域との連携

- ① 地域に発信する作品展に取り組みました。（5月、10月でギャラリーでの作品展、3月の創XIV）
- ② 積極的に見学・実習を受け入れ、地域に開かれた施設をめざしました。
- ③ 地域の行事・催しに積極的に参加し地域との交流を深めました。
- ④ 地域で求められる製品づくりをめざしました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 管理者 | 1名（常勤・兼務） |
| (2) サービス管理責任者 | 1名（常勤・兼務） |
| (3) 職業指導員 | 4名（非常勤4名） |
| (4) 生活支援員 | 3名（常勤2名・兼務1名） |
| (5) 事務職員 | 3名（常勤・兼務1名 非常勤2名） |
| (6) 看護職員 | 1名（常勤・兼務） |

3. 課題

- ① 「就労継続支援B型事業」をより充実させるため、利用者の希望や家族の意向にそって作成する「個別支援計画」に基づいた支援をすすめることや個別支援計画の内容が適切に実施されているかを判断できる記録の仕方や様式について検討します。
- ② 製品の販路の拡大とともに、売り上げアップをめざします。
- ③ 利用者の安全に心がけ、危機管理を強めるとともに、製品の安全対策、商品管理等を学び、対応できるように努めます。

6 共同生活援助事業

〔ケアホームかざぐるま〕

今年度は、開所から15周年を迎えました。契約職員2人体制は継続できましたが、宿直の職員（学生）の勤務が安定せず、夜間体制の整備が引き続き課題となりました。また今年度は消防法が改正になり、平成30年度よりスプリンクラー設置が義務になります。今後の建物のあり方も含め、設置をどのように進めるかが検討課題になっています。利用者の生活は安定しており、週末帰省は継続しています。

1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

(1) 利用定員 4名

(2) 開所日 日曜日～土曜日

ただし、5月4日、8月11日・12日・13日、9月18日、12月30日・31日、1月1日・2日は休所日

(3) 日課

7:00	起床 洗面 朝食
8:45	通所
16:15	帰宅
18:00	夕食
19:00	入浴
22:30	就寝

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。

③ 家庭や相談支援事業所、通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。

④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。

(5) 職員研修

① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめていきました。また、バックアップ施設との連携・協力をすすめました。

② 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。

③ 職員の専門性の向上のため、職場内外での研修をすすめ学習の支援をしました。

④ 職員の勤務シフトを確立するため、人材確保に努めました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤・兼務) |
| (2) サービス管理責任者 | 1名(常勤・兼務) |
| (3) 世話人 | 1名(常勤) |
| (4) 生活支援員 | 6名(常勤・非常勤) |

〔ケアホームいろいろ〕

利用者個々の体調や生活のペースに合わせて、ホームでの暮らしに慣れていただくことを基本にしました。安定した運営体制をつくるために、開所日を縮小して運営しましたが、今年度から週5泊を実施しました。棟会議を定例化し支援の向上に努めました。1年間、職員体制の補充と職員の勤務負担の軽減を図り、働き続けられる環境整備に努めました。また、必要に応じて備品の購入や修繕など、暮らしやすさと生活の環境整備にとりくみました。

1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

(1) 利用定員 27名(10月以降)

(2) 開所日 月曜日～土曜日

ただし、祝日、振替休日及び8月10日・11日・12日・13日・14日、12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日は休所日

(3) 日課

7:00	起床 洗面 朝食
9:00～	通所
16:15	帰宅

18:00	夕食
19:00	入浴
21:00～	就寝

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 家庭や通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。
- ④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。

(5) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめていきます。また、バックアップ施設との連携・協力をすすめました。
- ② 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。
- ③ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめる学習の支援をしました。
- ④ 職員の勤務シフトを確立するため、人材確保に努めました。
- ⑤ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤・兼務) |
| (2) サービス管理責任者 | 2名(常勤・兼務) |
| (3) 世話人 | 4名 |
| (4) 生活支援員 | 45名(常勤・非常勤) |
| (5) 事務員 | 1名(常勤) |
| (6) 看護師 | 2名(非常勤) |

共同生活援助事業の課題

- ① 障害のある人の地域での暮らしを支える職員の確保と育成に努めます。
- ② 15年目を迎えるかざぐるまの利用者、5年目を迎えるいりどりの利用者、それぞれの状況に合わせた個別支援計画を作成し、より充実した地域生活めざします。
- ③ 事業が継続して運営できるように、施設設備の修繕を計画的にすすめていきます。かざぐるまのスプリンクラー設置の検討をすすめます。

7 居宅介護等事業 [サポートセンターあらぐさ]

1. 事業内容

利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスを提供し、心地よい生活が送れるよう支援しました。

居宅介護計画に基づき、生活の安定や向上への支援をしました。

(1) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～日曜日 ただし、12月29日より翌年1月3日は休業日

受付営業時間 午前8時30分～午後5時30分（月曜日～金曜日）

サービス提供時間 午前7時～午後10時

(2) 居宅介護の内容

居宅介護 (①身体介護 ②家事援助 ③通院介助 ④通院等乗降介助)

重度訪問介護 行動援護 移動支援

(3) 具体的な支援

① 利用者が自宅において日常生活や社会生活が営むことができるよう、入浴、排泄または食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行いました。

② 利用者の生活向上のため、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携に努めました。

〈平成28年度サポートセンターあらぐさ実績〉

	身体介護	行動援護	重度訪問介護	移動支援
4月	854.5時間 31人	81.5時間 14人	1023.5時間 10人	131.75時間 18人
5月	770.5時間 29人	110時間 15人	941時間 10人	115.5時間 15人
6月	945時間 28人	90時間 14人	1184時間 10人	129.5時間 17人
7月	887時間 31人	88.5時間 14人	1090.5時間 10人	132.5時間 18人
8月	808時間 31人	107.5時間 15人	1038.5時間 10人	104時間 17人
9月	812時間 26人	94.5時間 15人	1006時間 10人	113.5時間 16人
10月	852時間 28人	80時間 13人	1103.5時間 10人	141時間 19人
11月	802時間 30人	117.5時間 16人	958.5時間 10人	124.5時間 20人
12月	786時間 29人	83.5時間 15人	948時間 10人	143.5時間 18人
1月	809時間 30人	80.5時間 14人	1020時間 10人	95.75時間 14人
2月	874時間 32人	101.5時間 16人	1047.5時間 10人	115.25時間 18人
3月	983時間 32人	115.5時間 17人	1193.5時間 11人	124時間 19人
合計	10183時間	1150.5時間	12554.5時間	1470.75時間

	357 人	178 人	121 人	209 人
--	-------	-------	-------	-------

(4) 職員研修

- ① 利用者の生活充実とサービスの質の向上のため人材の育成に努めました。今年度は、行動援護の派遣要件になる強度行動障害支援者養成研修にヘルパー4名を派遣しました。
- ② 障害福祉センターあらかぎ、ケアホームいろどり、かざぐるまとの連携・協力をすすめるため定期的にヘルパー会議を開催し、いろどりやかざぐるまの会議にヘルパーも参加しました。
- ③ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめる予定でしたが、開催できませんでした。
- ④ 定期的にヘルパー会議を行い、業務の質の向上をめざしました。

2. 職員体制

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1名 (常勤・兼務) |
| (2) サービス提供責任者 | 3名 (常勤) |
| (3) 従業者 | 28名 (登録ヘルパー) |

3. 課題

- ① 土・日曜日のガイドヘルプのヘルパー派遣希望が多くありますが、利用希望に対して派遣できるヘルパーが不足している状況です。ヘルパーの増員をはかり利用希望に対応するという課題がありましたが、結果として4名の登録終了ヘルパーに対し、1名のみ増員でした。減員分については、居宅支援のみに派遣していたヘルパーを外出にも派遣することで対応しました。引き続きヘルパーの増員を図り、利用希望に対応することが課題です。
- ② 現任ヘルパーの研修をすすめることで、より利用者にあった支援ができるように定期的にヘルパー会議を開催し、いろどりやかざぐるまの会議にヘルパーも参加しました。
研修を継続し、支援の向上を図ります。
- ③ 契約年数の経年も含め、改めて利用者のニーズの変化をつかみ、実態に即した支援内容を検討していくため、利用者のご家族と面談を行い、家庭での様子や利用に関する要望など聞き取りを行いました。変化に対応し、支援内容の検討を進めます。

8 短期入所事業 [ショートステイいろどり]

障害特性に応じた構造や空間、設備を備えた4棟のケアホームいろどりに併設された居室において、自立生活への訓練や家族のレスパイトのための場を提供します。

ケアホームの併設事業のため、受け入れはホーム開所日に限定して運営します。ショートステイの職員体制が不十分であり、28年度の利用は毎月1回1泊2日をお願いすることに

なりました。

また、「引き継ぎ不足」や「ケース検討の必要性」が出てきており、いろどりのめざすショーの位置づけについて方向性を再検討していく課題が出てきています。

1. 事業内容

障害者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、居宅での生活が一時的に困難になった際に対し、短期的な日常生活上の支援等を行いました。

(1) 利用定員 6名

(2) 営業日及び営業時間

月曜日 16時～金曜日 9時半まで

※ただし、ケアホームいろどりの開所日

(3) 28年度 利用実績 (利用者延べ252名、利用日数延べ504日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人	20	23	21	23	20	22	20	21	21	19	21	21
日	40	46	42	46	40	44	40	42	42	38	42	42

(4) 課題

- ① 専任者の配置 (コーディネーター等)
- ② 送迎車両の活用
- ③ 地域 (法人外) の利用希望者の受け入れ

9 特定相談支援事業 (相談支援センターみちくさ)

平成28年10月に4年目を迎え、引き続き1名の相談支援専門員が業務を行っています。利用者数は昨年度より1名増え、現在32名です。ほとんどの方が計画相談支援の支給決定期間が3年ということで、サービス利用支援 (計画案や計画の作成) は減少し、継続サービス利用支援 (モニタリング) は昨年度並みの実績となりました。

今年度も、ご本人やご家族の入院・手術など急を要する場合は数多くありました。また、乙訓地域外での短期入所や施設入所支援の利用もありました。緊急時にも確実に必要な対応を行えるよう、ご家族とのやりとりや行政・各事業所との調整に努めましたが、利用条件に該当しない・事業所から受け入れ可能の返事が得られない等の理由から、対応に困難を伴う場合が増えてきています。

1. 事業内容

(1) 実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画	8	2	0	0	0	0	3	0	0	0	2	1
継続	9	5	4	8	6	9	10	5	3	8	6	10

(2) 利用者内訳

	人数
長岡京市	25
向日市	6
大山崎町	1
合計	32

(3) 職員研修

- ・ 京都府障害者虐待防止・権利擁護研修（京都府）
- ・ 福祉避難サポートリーダー研修（京都府）
- ・ てくてくフォーラム2016（NPO法人てくてく）
- ・ 学習会「ザ・チーム支援」（乙訓圏域障がい者自立支援協議会・乙訓障害者支援事業所連絡協議会）
- ・ 乙訓障がい者虐待防止研修会（乙訓障がい者虐待防止センター）
- ・ 第2回乙訓障がい者基幹相談支援センター研修会（乙訓障がい者基幹相談支援センター）
- ・ 京都府相談支援従事者現任研修（京都府）等々

2. 課題

- ・ 月によってサービス利用支援・継続サービス利用支援が集中しますが、1名の職員が滞りなく進められるようにします。
- ・ 二市一町それぞれの状況や考え方をふまえた上で、適切な計画相談支援を行います。また、乙訓地域外の事業所ともつながり、必要に応じてやりとりします。
- ・ 緊急時対応、成年後見制度、地域事情の把握等、相談支援専門員の専門性向上のために必要な研修や連携を行います。